

北茨城市 地球温暖化対策 実行計画

2025 ▶ 2030

【概要版】



令和7年3月
北茨城市

「北茨城市地球温暖化対策実行計画」とは

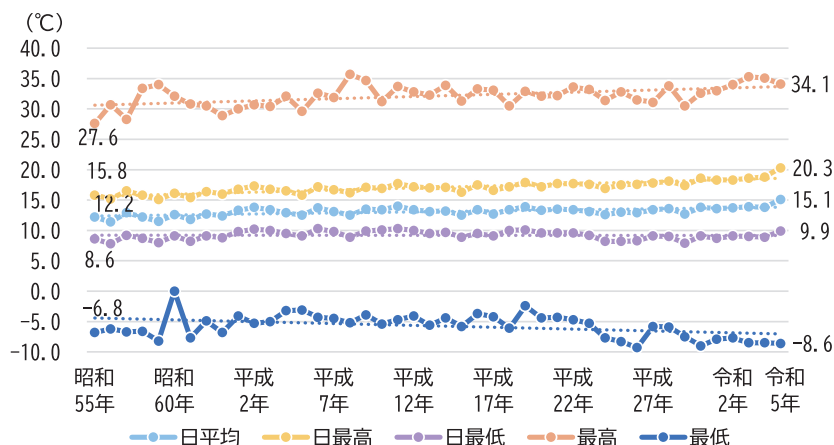
本市では、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2015（平成27）年3月に北茨城市環境基本計画を策定しました。その中で、特に、温室効果ガスの排出量削減等を推進するため、北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せて策定しました。

近年、気温変化や異常気象の頻発など、気候変動はすでに私たちの生活や経済活動に深刻な影響をもたらしています。猛暑による健康被害や農作物への打撃、そして頻発する自然災害は、もはや他人事ではありません。このまま対策が講じられなければ、気候変動はさらに加速し、人類の生存すら危うくする事態に発展する可能性があり、国内外で地球温暖化の防止と気候変動による被害の軽減に向けた取り組みが加速しています。

今般、北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が計画期間の最終年度を迎えること、気候変動の影響が深刻化していることを踏まえて、北茨城市環境基本計画から独立して計画の改定を行うことにしました。

「気候変動」とは

「昔はこんなに暑くなかった」「こんな大雨経験したことがない」などのように、猛暑日の増加や、集中豪雨などの異常気象が頻繁に起こっていることを、多くの人が日常生活の中で感じているのではないのでしょうか？このように、気温や雨の降り方などが数十年を超える長期にわたって変化する現象のことを「気候変動」といい、気候変動の影響は、私たちの生活や経済活動に深刻な影響をもたらしています。

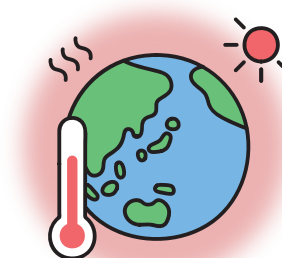


気温の長期的推移（北茨城地点）

日平均値、日最高、日最低は、それぞれの年間平均。最高、最低は、それぞれ年間での該当する値。

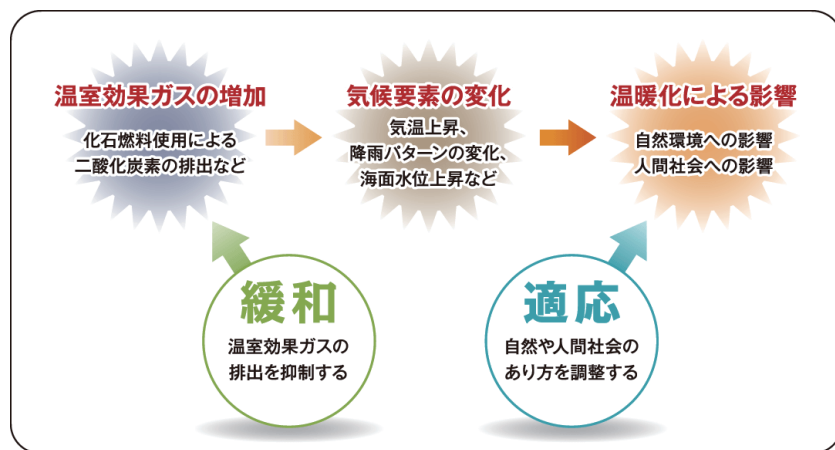
出典：気象庁

二酸化炭素などの温室効果ガスが地球を覆うことで太陽の熱を閉じ込め、地球の気温が高くなります。



本計画の制度的な位置づけ

地球温暖化による気候変動への対策には、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和」と、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の 2 つがあり、北茨城市においても「緩和」と「適応」の両輪で取り組んでいくことが重要です。



出典：環境省

法律上の位置づけとしては、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化が進むのを防ぐために社会経済活動による温室効果ガス排出量の削減等を進めていくことを目的とする地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第 21 条第 4 項及び気候変動への適応を推進することを目的とする気候変動適応法第 12 条に基づいて策定します。

計画の期間

計画期間は、国や茨城県の取り組みと整合を図るため、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とします。

なお、温室効果ガス削減目標の基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（令和 12）年度とします。



北茨城市のこれまでの取組

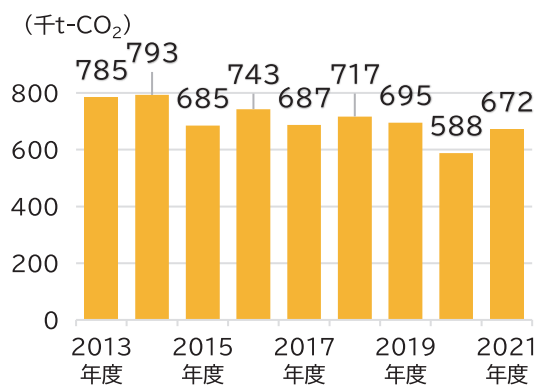
主な取組

ゼロカーボンシティ宣言	余熱発電	街路灯・防犯灯のLED化	北茨城市エネルギービジョンの策定
北茨城市を会長とする「廃棄物と環境を考える協議会」では、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言しています。	高北清掃センターには、余熱発電設備（バイオマス発電所）があります。また、余熱で作られた温水も施設内で使用されています。	防犯灯も含めて約5,000基の照明器具をLED化、消費電力の削減を図っています。	再生可能エネルギーの導入促進を軸に、地域資源の有効活用とエネルギーの地産地消による「地域循環共生圏」の実現を目的としています。

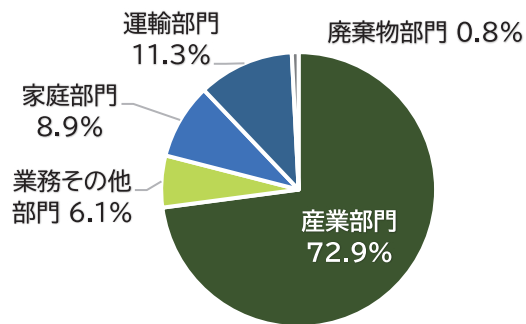
北茨城市の温室効果ガス排出量

本市における 2021（令和 3）年度の温室効果ガス排出量は 672 千 t-CO₂ で、基準年度（2013 年度）に比べて 14.3% 減となっています。

市内の温室効果ガス排出量



2021年度排出量（部門別割合）



アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、本市の環境課題を明らかにし施策立案につなげるために、市民、事業者、中学生（2 年生）を対象にアンケート調査を実施しました。

中学生アンケートで、「あなたが気になっている環境問題はありますか（複数回答）」と質問したところ、47.3% が地球温暖化と答え、最も多い回答でした。

あなたが気になっている環境問題はありますか
（複数回答） 中学生アンケートより上位3回答

地球温暖化 47.3%

ポイ捨て（不法投棄）
などごみの散乱 46.5%

川や海の水の汚れ
（水質汚濁） 33.5%

温室効果ガス排出量の削減目標

目標

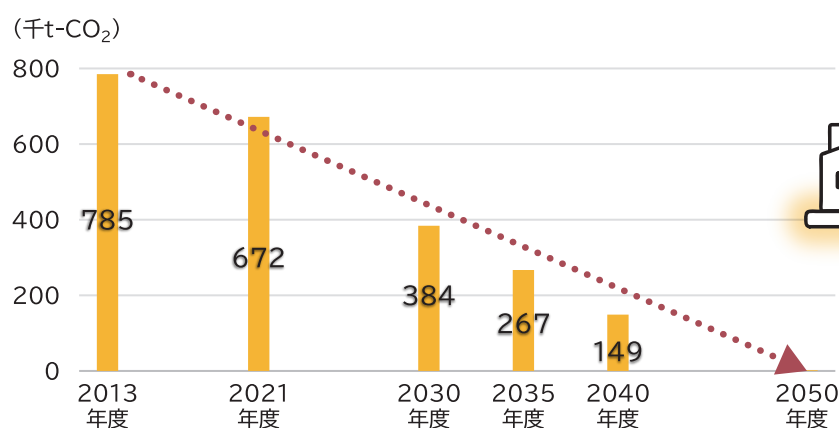
本市では、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」をしています。

この目標を達成するために、市では、温室効果ガスの排出量を削減するための省エネルギー活動を促進する取組や、再生可能エネルギーの利用促進のための取組、森林吸収源となる森林の整備といった取組を進めていきます。また、温室効果ガスの削減につながる廃棄物の削減など、より高次の循環型社会の実現を目指していきます。

また、目標達成のためには、温室効果ガス排出量削減の取組を、市、市民、事業者が協働で進めていく必要があります。

各部門での取組によって削減された 421 千 t-CO₂ から再生可能エネルギーによる削減分 7 千 t-CO₂ 並びに、森林吸収による削減分 30 千 t-CO₂ を差し引いた 384 千 t-CO₂（2013（平成 25）年度比 51% 削減）を 2030（令和 12）年度の目標値とします。

部門別	基準年度(2013 年度) 排出量(千t-CO ₂)	目標年度(2030 年度) 排出量(千t-CO ₂)	削減率
産業部門	539	325	▲40%
業務その他部門	65	17	▲74%
家庭部門	77	32	▲58%
運輸部門	97	44	▲55%
廃棄物部門	7	3	▲57%
温室効果ガス排出量 計	785	421	▲46%
森林吸収削減分	-	▲30	—
再エネ導入による削減分	-	▲7	—
合計	-	384	▲51%



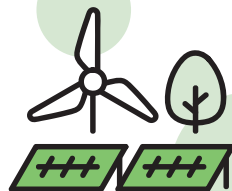
2050年
ゼロカーボンシティ

目標達成に向けた取組（緩和策）

1. 再生可能エネルギーの利用促進

発電の際に温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策に必要不可欠です。市では、庁舎や公共用地での再生可能エネルギー設備の導入を率先して進め、その効果を市民や事業者が発信していきます。

また、地域新電力会社の設立を目指し、売電収入を市内に還流することで、地域の雇用創出や課題解決を図るために、エネルギー事業の構築を検討します。



市民の取組

- ・住宅における太陽光発電システムの導入に努めます。
- ・不要になった発電設備は適切に処理します。
- ・再生可能エネルギーを使用した電気の利用を検討します。
- ・エネルギーの地産地消に努めます。

- ・事業所における太陽光発電システムなど太陽光エネルギーの導入に努めます。
- ・不要になった発電設備は適切に処理します。
- ・農業と発電の両立をするソーラーシェアリングを活用して、持続可能な営農をおこないます。
- ・地域新電力会社の事業に関心を持ち、事業活動につなげます。



事業者の取組

2. 省エネルギー活動の促進

温室効果ガスの排出を減らすために、日常生活の中でできることや、事業活動でできることを心がけましょう。市では、市民や事業者が取組を進めていくことができるように、普及啓発や環境学習の実施、人材の育成などに取り組みます。



市民の取組

- ・日常生活において、市の情報等も参考にして省エネや節水に努め、温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。
- ・環境や脱炭素に配慮された高効率な製品の選択に努めます。
- ・冷房器具の省エネを図り自然の力で涼を取るため緑のカーテンの設置や打ち水を行います。

- ・事業活動において、市の情報等も参考にして省エネや節水に努めるとともに、資源やエネルギーの循環利用を進めます。
- ・事業活動における環境マネジメントシステムの確立や認定取得などを進めます。
- ・事業所の新築・改築の際や設備・空調などを導入・更新する際は、省エネ型の設備や高効率機器を利用した設備などを導入するようにします。



事業者の取組

3. まちの脱炭素化の推進

市民や事業者の対策を促進するため、市では温室効果ガスが排出されないような環境整備を行っていきます。市民や事業者は、市の実施する取組や呼びかけに留意して、脱炭素型の日常生活や事業活動に変容していくことが望まれます。



市民の取組

- ・自動車を購入する際は、エコカーを選択します。運転する際は、エコドライブを実践します。
- ・森林の二酸化炭素吸収機能を向上させるため、森林の保全・管理に参加・協力します。
- ・庭の樹木や生け垣などを適切に管理し、緑の保存に努めます。

- ・社用車を導入する際は、エコカーを選択するなど、環境性能の高い車両を選択します。運転する際は、自家用車を運転する際と同様、エコドライブを実践します。
- ・原材料の仕入れや製品の配送を、効率的で温室効果ガス排出量の少ない手法を選択します。
- ・森林の二酸化炭素吸収機能を向上させるため、森林の保全・管理に参加・協力します。
- ・建築物などで市内産木材の利用を進めます。



事業者の取組

4. 循環型社会形成の推進

循環型社会とは、天然資源の消費の抑制を図り、環境負荷の低減を図る社会のことです。そして、この天然資源という言葉には、化石燃料も含まれています。

天然資源の消費が抑制された循環型の社会を形成することは、脱炭素社会の実現にもつながります。



市民の取組

- ・食品の買いすぎを避け、食品ロスを減らします。
- ・使い捨て製品の使用を控え、外出時はマイバッグやマイボトルを持参します。
- ・レジ袋の辞退や過剰包装を辞退します。
- ・生ごみ堆肥化などによるごみの減量を行います。
- ・ごみをきちんと分別し、リサイクル可能なものは積極的にリサイクルに出します。

- ・オフィスでのペーパーレス化を進めます。
- ・食品ロス削減のための取り組みを行います。
- ・包装材を減らしたり、リサイクルしやすい素材を使用するなど、製品の簡素化を進めます。
- ・製品に関する環境情報を開示し、消費者が環境に配慮した製品を選択できるようにします。

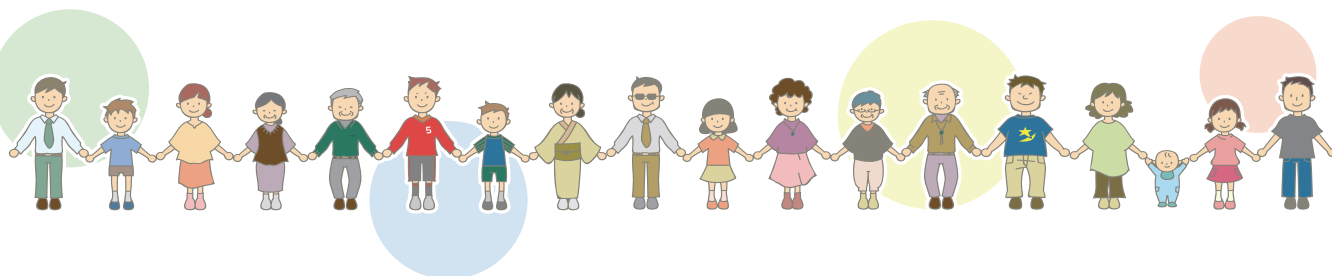


事業者の取組

気候変動による影響と適応策

気候変動による影響は、農林水産業や自然生態系、自然災害など様々な分野において顕在化しつつあり、その影響はさらに拡大する可能性が高いと考えられています。気候変動による影響から市民の生命・財産を守るために、各分野において適応策に取り組んでいきます。

農業	県や専門機関と連携した的確な情報や技術の普及 / 計画的な農業基盤の整備
林業	適切な間伐による樹林管理の推進 / 気候変動に適応した森林の管理技術情報の提供 県や専門機関との連携による林業者へのサポート
水産業	県の水産試験場など専門機関と漁協などとの連携の強化
工業	温暖化に適応した労働環境に関する普及啓発 / 代替道路の整備
観光	気候変動によって変動する開花時期や紅葉時期に合わせたイベントの実施
水環境・水資源	河川水質のモニタリングの強化 / 間伐の促進による森林の水源涵養機能の維持・向上 関係機関との連携による渇水への対応 / 豪雨災害への備えや水資源の有効活用
自然生態系	自然環境の定期的なモニタリングの実施 / 生物多様性の保全 新たな観光資源の開発 / 関係機関との連携による生態系への影響に関する対策
自然災害	気象災害に備えた市民への情報提供 / 河川整備などのハード対策 計画策定・訓練等のソフト対策
健康	熱中症予防に関する情報の提供 / 市内クーリングシェルの開放
市民生活の影響回避	インフラ・ライフラインの強化 / 環境教育による気候変動や適応策の知識の普及



発行 北茨城市
編集 北茨城市 環境産業部 生活環境課
〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630番地

TEL 0293-43-1111 (代) FAX 0293-43-1108
URL <https://www.city.kitaibaraki.lg.jp/>

